津市「タブレット端末活用のルール」

津市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末を適切に活用していくことが大切です。

タブレット端末は、みなさんの学習に役立てるための、とても便利な道具ですが、正しく 活用することが大切です。

そこで、津市教育委員会では、津市「タブレット端末活用のルール」を定めましたので、 全員がこのルールを守り、安全、効果的に活用していきましょう。

1 目的

津市から貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動 に関わること以外に使ってはいけません。

2 タブレット端末を使うときに注意すること

□ 校内での使用や授業中での使用は、先生の話をよく聞いて使います。
□ 操作をしない時は、カバーを閉じて、落ちないところに置きます。
□ 画面は、指または専用ペンで触れるようにします。
※ 画面に鉛筆やボールペン等で書いたり、磁石を近づけたりしません。
□ 運ぶときは、落とさないよう気をつけます。
※ 両手で持つ、手提げ袋に入れるなど、ていねいに扱います。)
□ 紛失、盗難、落下、水没などしないように気を付けます。また、日光が強く当たるところや、ストーブの近くには置きません。
□ 落書きや傷をつけるなどは、絶対にしません。
□ 電源が入らない、画面が割れているなど、いつもとちがうことがあれば、すぐに先生に伝えます。

3 健康のために

- ロ タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を つけます。
- □ 30分に一度は、遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めます。

4 安全に使うために

- □ アカウントやパスワードは、人に教えません。
- □ インターネットを使うときは、先生から教えられたことを守ります。
- □ あやしいサイトに入ってしまったり、動かなくなったりしたときは、すぐに先生に知らせます。
- □ アプリをインストールしたり、削除したりすることはしません。

	壁紙(デスクトップの画像)の変更等、設定を変えることはしません。 自分や友達の名前や写真等をインターネットに上げません。 学習に必要のない写真や動画は撮りません。 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
5	家庭で使うときに
_	登下校中はランドセル及びかばん等の中に入れ、使用しません。
	家庭においても、学習活動に関わること以外には使いません。
Ш	I 家庭で使用するとき、Wi-Fi 環境がある場合は、家庭の Wi-Fi に接続して使用しても
	かまいません。
	使う時間は、家の人と話をして決めます。
	寝る時刻の30分前には使うのをやめます。
	故障、紛失、盗難の場合は、すぐに保護者に伝え、学校に報告します。
6	その他

6

- □ タブレット端末は卒業するまで、同じものを使います。
- □ 津市「タブレット端末活用のルール」が守れないときは、 タブレット端末を使うことができなくなります。



保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

津市教育委員会では、津市GIGAスクール構想の実現に向け、子どもたちが自 ら考え、主体的に問題を解決できる力を育むためのツールとして活用できるようタ ブレット端末を貸し出します。子どもたちが、正しく安全にタブレット端末を活用 できるようご理解、ご協力をお願いいたします。

〇 1人1台のタブレット端末を貸与します

令和3年4月から、1人1台端末を使った授業が始まります。端末は、津市 からの貸与となりますので、大切に扱うようお声がけをお願いします。

※故意または、過失等により、タブレット端末が使用できない状態になった場合は、修理 等につき、各自負担をお願いすることがありますので、十分ご注意ください。

の ルールをお子様と話し合いましょう

お子様がタブレット端末を正しく使うことができるよう、学校とともに、ご 家庭においても使い方のルールについて、話し合ってください。

〇 学校での学習の様子をお子様と話してみましょう

各学校においては、子どもたちが主体的にICTを活用した取組を行ってい きます。学校でタブレット端末をどのように学習に使っているか、ぜひ、お子 様とお話をしてみてください。

家庭でのタブレット端末の活用については・・・

令和3年度は、すべての学校で一斉にタブレット端末を持ち帰ることはしま せんが、モデル校や臨時休業時等において、持ち帰ることがあります。